

社会福祉法人誠広会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠広会（以下「法人」という。）の役員等に対して支給する報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、評議員及び監事並びに評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、半日（4時間）6,000円とする。ただし、会議等が半日に満たない場合は、半日として支払う。

(報酬の支払いについて)

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したとき、又は研修もしくは会議に出席したとき及び役員等が理事長の指示により法人の事務所又は施設外の場所へ出張したとき、理事長が本来の職務として決済等の事務処理を行ったときは、前条に定める報酬を支払うものとする。

(交通費について)

第5条 前条における交通費は役員旅費規程により支給する。

(重複支給の禁止)

第6条 役員等で法人の職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第3条及び役員旅費規程による旅費は支給しない。ただし、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会もしくは評議員会に出席し、又は研修もしくは会議に出席した場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、役員等の報酬等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成17年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から一部改正し施行する。